

平成30年8月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 平成30年8月10日(火)午後3時00分から午後4時47分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (29人)

会長 15番 米澤 誠一

農業委員	1番 高塚 光春	9番 田中 好道
	2番 小谷 恵	10番 川上 英章
	4番 田中 喬	11番 江原 宏昭
	5番 岡田 龍男	12番 遠藤 幸子
	6番 高虫 秀樹	13番 山下 一郎
	7番 尾古 礼隆	14番 岸本 耕二
	8番 日野 浩一	

推進委員	1番 黒見 憲治	9番 入江 英之
	2番 渡邊 博文	10番 佐伯 守
	3番 大西 繁	11番 大場 兵輔
	4番 藤井 元之	12番 加藤 久和
	5番 林原 春男	13番 野口 稔
	6番 鳥橋 千廣	14番 杉谷 幸秀
	7番 荒松 将志	15番 山根 操
	8番 岩波 宏承	

4 欠席委員 (1名) (農委3番 前田 繁昌)

5 早退委員 (1名) (推委8番 岩波 宏承)

6 議事録署名委員の決定 (12番 遠藤 幸子、13番 山下 一郎)

7 会務報告 (別紙)

8 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 平成29年度 大山町(宮内及び坊領の各一部(173区域)地籍調査事業に係る農地の地目変更について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

9 報告事項

(1) 貸貸借の解約について

(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

(3) その他

10 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) その他

11 農業委員会事務局職員

局長	末次四郎
主幹	松井明宏
主幹	齋木貴敬
事務補助員	山根江利子

1.2 会議の概要

事務局 8月でございます。大山町農業委員会定例会を始めさせていただきます。
最初に議長からご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。暑い暑いと言いながら、もうちょっと何とかならんかなと思いながら、一向に雨が降らないんで、色々と農家さんに聞いてみますと、やっぱり生きたもんだけ暑い時や寒い時はえらいなあ、と。色々と作物を見ますとですね、「ブロックリー屋さんどげなだいな、って聞いてみると「なんだかんだ言つたって、ちいとわて水かけたって一気に植えられんだいや」ということで、ちょっと見てみますとですね、埃立つ畑を一生懸命鋤いとるというようなことで、非常にこれもですね、種を蒔くのをずらしながらやっていくというようなことでござりますし、ネギは雨が降らんである程度にはなつとるけど重さが無いってことですし、それから米は一番大事な時期にですね、水が大事なのに段々心細くなっているやあな感じで水路を見とるわけとして、何とかそれなりに持ち越してくれればいいかな、というようなことですね、梨も平均してみるとハウスが済んだわけですが、今日もやつとるわけですが、どうしても玉太りが非常に少ない、小玉になっておると。今日は「なつひめ」の査定会がありますけども、糖度は何とかなってますけども、これももう一つかなということで、色々と聞いてみると、これも灌水施設がないところはえらいぞいや、というようなことでですね、どの作物もですね、非常に苦しんでおられるという中でですね、農家の皆さんが頑張っておられるので耐えておると。でも、ある面では畑かんがあつてですね、非常に本当にそれによつてですね、大山町は助かっておるんじゃないかなというふうに見受けるところもたくさんありますので、これから天気予報を見てみると中々ずっと晴れマークが続いておるというようなことでですね、ちょっとクーラーも付けんでもいいかな、という雰囲気も出てますので、非常にですね、よその県のことを思えばですね、よそでは災害があつてですね、豪雨によつて住む所もないんだというようなことで非常に苦しい中で、農業新聞を見てみるとですね、作物が駄目なんでどうしようかって迷つておられる部分つちゅうのがたくさんあるわけとして、ある面では、うちとしては頑張れば何とかなるんじゃないかなというのがございますけども、色々な部分ですね、皆に協力していただいてですね、農地をお互いに守りながら、この前もパトロールして歩いたわけですが、ある程度はきれいになつておるんじゃないかなというふうでございましたし、チェックして歩いて回つたわけですし、その中でですね、やっぱり問題点があれば掘り起こしながら、皆で協議をしながら進めていくべきではないかなと思っておりますので、またその時には改めて相談するということで、今日は簡単ですけど挨拶に代えさせていただきます。

議長 それでは欠席届が、農委3番委員さんが欠席でございます。この会が成立したことを宣言いたします。

今日の議事録署名人の方は、12番委員さん、13番委員さん、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、会務報告のほうを事務局ご説明をお願いいたします。

事務局 【会務報告】

- (7月 5日) • 平成30年度人と農地に係るブロック別担当者会議について。
 - 中山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
- (7月 10日) • 7月委員会案件現地調査について。
 - 7月定例農業委員会について。
- (7月 11日) • 農地等現地確認について。
- (7月 12日) • 鳥取県農業委員会女性協議会パワーアップ研修会について。
 - 農業相談・個別案件対応について。
- (7月 13日) • 大山町営農協議会について。
 - 名和地区農業相談日について。相談案件1件あり。
 - 市町村農業委員会職員協議会について。
- (7月 20日) • 大山町農林水産関係プラン審査会及び農業経営改善計画審査会について。
 - 親元就農促進支援交付金事業に係る研修計画審査会について。
- (7月 23日) • 農地法3条に係る審査会について。

議長 それでは議案に入りますので、よろしくお願ひいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局ご説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号32番、土地の表示が○○○○○△△△△-△外1筆、譲渡人が○○△△△番地、□□□さん、譲受人が○△△△番地、◇◇◇◇さん、売買で全体で※円と伺っております。番号33番、○○○○○△△△△△外2筆、譲渡人が○○府○○市○○町△番△△-△△△△号、□□□□□さん、譲受人が○○△△△△番地、◇◇◇さん、売買で10a当たり※円と伺っております。番号34番、○○○○○△△△△、譲渡人が○○市○○○△丁目○○番△△号、□□□さん、譲受人が○○△△△△番地、◇◇◇◇さん、売買で10a当たり※円と伺っております。続きまして2ページです。番号35番、○○○○

○△△△△△、譲渡人が○○△△△番地、□□□さん、譲受人が○○△△△△△番地、◇◇◇◇さん、贈与と伺っております。番号36番、○○○○○△△△△、譲渡人が同じく○○△△△番地、□□□さん、譲受人が○○△△△△△番地、◇◇◇◇さん、贈与と伺っております。番号37番、○○○○○○△△△△、譲渡人が○○△△△番地、□□□さん、譲受人が○○△△△△△番地△、◇◇◇◇さん、贈与と伺っております。番号38番、○○○○○△△△△△外1筆、譲渡人が○○市○○○△丁目△△番△△号、□□□さん、譲受人が○○△△△△番地、◇◇◇◇さん、売買で10a当たり※円と伺っております。続きまして3ページです。番号39番、○○○○○△△△△△、譲渡人が○○△△△番地、□□□□□さん、譲受人が○○△△△番地、◇◇◇◇さん、贈与と伺っております。番号40番、○○○○○○△△△△△外4筆、譲渡人が○○△△△番地△、□□□□さん、譲受人が○○△△△番地、株式会社××ファーム、売買で全体で※円と伺っております。

いずれも農地法第3条2項各号には該当せず、許可の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

今、説明がございました。

それでは、32番、40番、農業委員7番委員さん、現地確認の説明をお願いいたします。

農委7番委員 今日の午前中に委員3名と事務局とで5名で現地確認に行ってまいりました。

32番、〇〇の〇〇〇というところですが、中耕がしてあります管理がしてあり問題ないと思います。そう見て帰りました。それから40番の〇〇〇〇のところですが、半分は管理がしてありましたが、まだ管理が出来てないところもありまして、管理をすることでしたが、これにつきましては先月の審査会をしておられますので、その報告等をちょっと聞いてからと思いますが、よろしくお願ひします。

事務局

はい。会務報告でもございましたとおり、7月23日に、農地法3条に係る審査会ということで、農委14番さんと推委4番委員さんにお出でいただきまして、先程ご説明いただきました××ファームの案件について審査会を開いております。その件について、農委14番さんから、その経過等ご説明をいただければと思います。

農委14番委員 14番です。23日に審査会がありまして、私と推委4番さんが出席して××ファームさんの基本的な考え方やら作物やら、色々と計画書を作つておられましたが、見て、いけんとこはいけんとして、ある程度、耕作が可能なように計画書もちょっと変更してもらうような話もしまして、その計画書に基づいて農地を有効利用していただくつちゅう確約をいただいておりますので、よろしくお願ひします。

議長 どうも、ありがとうございました。それでは33番、35番、36番、37番、39番を農業委員の6番委員さん、よろしくお願ひいたします。

農委6番委員 すみません、失礼します。6番です。

先程の農委7番さんと同じように5名で午前中回ってまいりました。まず33番、〇〇の〇〇〇近辺ですが、これは買われる◇◇さんの自宅のすぐ近くにありまして、一番大きい圃場は芝が付けてあります。後の現況が畑と畑の部分は耕作というか耕耘されて、これから芝を付けられる準備をされました。全く問題がなかった圃場でございます。続きまして35番、36番、37番、ちょっと一括化させていただきます。〇〇の集落の上手、35番36番は上手でございます。両方共、芝が定植してあり全くきれいな圃場でございました。37番です。37番は、ちょうど〇と〇〇の入るところの谷合の圃場ですが、一番角で交差点に近いとこではありました。きれいに耕耘してあり、これから作物が付けるような状態にしてありました。39番の〇〇〇です。こちらは、ちょっと草は生えておりましたが、面積は997m²と小さい圃場ですが、全体が広く、帰ってから確認したところ、買い手の◇◇さんの隣接地ということで牧草をどうも作っておられるようです。わずかですが、ちょっと牧草の枯れた跡もありましたので全く問題はないと思われます。以上です。

議長 どうも、ありがとうございました。それでは34番、38番、農業委員の農委4番委員さん、よろしくお願ひいたします。

農委4番委員 それでは、農業委員3名、事務局2名、5名で今日の午前中に現地を確認してまいりました。

34番の土地は耕耘して蕎麦が芽が出ておりまして、何ら問題ないと思います。それから38番の上の553m²も下の896m²もきちんと管理がしてあります。別段問題がないと思います。以上です。

議長 現地確認の説明がございましたが、何かご質問があれば。

農委13番委員 13番です。

議長 はい、どうぞ。

農委13番委員 先程の40番の関係で、説明が現地確認の中でありましたけども「半分管理して半分はまだ管理がしていない」ということで、事務局の方からは「今後管理をするから」という話でしたけども、管理が済んでからではないですかね。本来は、耕作出来る状況でない時は3条の許可はしないということで今まできましたので、まだ未管理であれば「する」なんて言ったってするかせんかは分からんわけであって、してしまった後で改めて提案していただいたほうが、未管理なのに許可は許可で出すわけですから、これはどうなのか。その辺の見解をお伺いしたいと思います。

議長 事務局で説明をお願いいたします。

事務局 管理はしていないと言いながら管理はしてなくはない。遊休農地で言えば1号には該当しない農地です。2号から1号の間というか。管理はしてあります。こここの土地は、農委14番さん、見られた方は分かると思いますけれども、もっと荒れていた土地、1号遊休農地に該当しているような土地でした。

そこを××ファームさんが入られる準備の段階になりますけれども、堆肥を広げられたりとか、そこから耕耘を始められたりとかという作業に入つておられました。土地も勿論、すごく広いとこなのである程度時間もかかる、土作りもこれからしていかないといけない、っていう状況にあります。その中で、勿論、耕作にすぐ入れる、耕作が出来る状態でスタートするっていうのが3条の基本なんですけれども、ただ、見込まれる土地ってところの段階なので、9月末までには耕耘も終了すると、牧草を作られるということですで、そういう部分で3条の2項には該当しないって判断になります。この土地っていうのは、法人さん、農地所有適格化法人になりますので、条件を付けて許可することになるんですけども、その中で、土地を有効に効率的に使えなくなったら許可を取り消しますという条件を付けますので、普通の許可とは少し違う条件を付けて許可を致します。

(農委13番委員、挙手)

議長 はい、13番。

農委13番委員 条件を付けて許可をする。条件を満たさない場合は取消をする。取消っていう効力っていうのは所有権移転をされて、その方の名義になったものが、また元の□□さんに戻すまでが出来るんですか。

事務局 戻すのではなくて、国が買収することになります。その前段で国が買収する前に、農業委員会は斡旋しなきやいけないことになっておりますので、基本的には農業委員会の方で相手を斡旋してあげるというか、そういう形でそれが不可能になれば勿論、国が買収するということになっておりますので、国が買収して公売するという流れになります。なので、所有者さんに返る可能性はありますけども、限りなくないです。

農委13番委員 もう一点。9月末までに耕耘が見込まれるという判断が、先程の説明で本当に9月30日までに耕作出来る状態にならなかつたら許可の取消もするんですか。

事務局 9月の末までに耕作を出来る状況にするっていうのは、所有適格化法人さんが農業の経営の計画を必ず出しますので、その中で流れているものです。そこになつたら必ず許可を取り消すかということは出来ないかもしれませんくて、そうなつたら事前に相談があって、農業委員会の方でまた指導をしていかないけんってのがありますので、1回、ならそげって言ったけん出来んかったがな、では、委員会に諮ると思いますけども、その中で判断をしていただくことになると思います。

農委13番委員 そうなると、これから新規でいかれる法人は、実際に耕作出来る状況になって、見込まれるじゃなくって、一般のきちんとした状況になった時点で3条の許可をしたほうが農業委員会も楽でいいじゃないですか。

事務局 当初は本当にやるということが、審査会でも今日までに耕作をするというお約束ではあったんですが、多分、追いつかなかつたところもあったとは思うんですけども、農地適格化法人につきましては、農地適格化法人という艇

を成していると、その取得する事の許可を拒むことが出来ないというところもあります。だからこそ、条件を付してその許可をするってことが付いているんだと思うんですけども、やり方としてはちょっと判断をしかねるところもあるんですけども、あそこまでちゃんと審査会も開いて「やる」というふうに言わされたので、そこを信じていくしかないのかなという気も・・まあ、信じられないところもあるんですが、ややもすると、はい。

農委13番委員 要は、一般の3条の許可の時には耕作出来る状況、すぐに耕作してもらえる状況にしてもらわないと許可が出せませんのでってずっと言ってきてって、その状態にしてもらってから皆さんが申請書を出しておられるんですよ。ましてや、現にまだ農業をしておられない方なので、これからされるわけですから、きっちりした状況の中で許可を出せばいいわけで。法人としては、その艇を成しているからそれで良しという判断は、それはそれで良いわけですけども、ただ単に半分は荒れている状態で、一般的には許可にならないので管理してもらってからですよ、っていう指導を農業委員会はしているわけでしょ。ですから、それがなってからだったら本当にやる気があるなんかなあ、と思いますけども、半分荒れている状況で早々に許可する必要がないでないですか。本来は今日までにきれいにするような話をしておったんですよ。

事務局 はい、しました。

農委13番委員 それがしないんだから、既に約束を破つとるだん。だから、それが守れた段階で許可すれば良いじゃないですか。その見込まれるってところを適用せないけんのかどうなのか。本当に現に農業をしている人がするんであれば良いけども、改めてしようとする人がね、そういった状況で約束が今までなのに、約束を履行しない人に対して、今早々に許可をせんでもきれいになってから申請を出していただけばいいじゃないですか。法人としてオッケーであれば。別に急いでする必要はない。

議長 その辺のことをきちんとやらんと、常にいい加減でって話になっちゃうと。もう一ヶ月だったらきれいにしてほしいというようなものでもしていかないと、他の案件が出たときに「まあ、しますけ」で通らんわけですから。それで現地確認をしておるわけですから、その辺をもうちょっときちんとすべきことはしといたほうが。その辺の明確なことを、事務局としてもいい加減な話では通らんと思うけ。

事務局 おっしゃるとおり、審査会においても委員会までにきれいにしていただくっていう約束をしたと考えておりますので、ちょっと今日の現地確認においてはちょっと正直言ってもうちょっときれいにしていただきたかったっていうことは思っております。特におっしゃるとおり、新たに始められる、ましてや色々な経緯があったとこですので、そういう懸念も払拭するためには、ちょっときちんと履行していただく必要があろうかとは事務局も考えております。

(農委13番委員、挙手)

議長 13番。

農委13番委員 懸念っていう言い方は、ここでされるんだったら何が懸念されるか言わないといけないし、そういうった懸念という言葉はここではいらないと思うんですけども。事務的にきちんとなってなければ、許可出来ないんだから最初から教えてあげればいいじゃないですか。

議長 他の現地確認の方はその辺についてもうちょっと、全体のどこまでだったのかっていうのが。半分もしてないのか4分の1ほどが構ってないのか。どうですかいね。

農委7番委員 場所は△△の北側。上側の半分っていうか、道路から東に向かって長い部分は半分以上してあります。ただ、昔に宅地があった周りは、管理してある北側がかなり草が生えている状況だったです。半分弱がまだ手が入ってなかつたなというところです。

農委13番委員 はい。

議長 はい、13番。

農委13番委員 先程、事務局の方から審査会の時に本人も来られて色々と説明をされた中で、きちんとした状態に今日までしといて下さいね、っていう指導をされて約束をされたわけでしょ。

事務局 そのように認識しております。

農委13番委員 それがまだされていないっていう状況だったら、ここに出す前に事務局から取り下げてもらわなければいけません、って言つとけばいいじゃないか。そこで駄目ですよ、って言ったのに、今日オッケーしたら、駄目でなかった、良いですよってことになるが。駄目だ、ってことに対しては最後まで駄目だん。約束は向こうが守らんかつただけ、ここを取り下げるか何かしてでも次の会に回しますって今日連絡すればいいじゃないの。約束を守ってないんだから。それをあえてここで出すっていう自体が、何のために指導した大いな。

議長 その辺、事務局長さん、どうですか。もう結論出さんと。

農委14番委員 ちょっと、なら。

議長 はい、14番。

農委14番委員 私、いつまでもそこの前を通っておりますので、現況は見ていますが。一年生雑草が生えとるぐらいな現地だけ、ロータリーをかけばすぐきれいになるけどな。そのロータリーがかけてない状況なんで、それを認めるか認めんかって話になっちゃうけど。私が農業しとるので考えれば、ロータリーをかけばいいでないかな、ってくらいに内心は思ってますけども、こういう農業委員会の全体の会議の中で、皆さんがあっぱし良い具合に鋤いてないと駄目だ、っていう考えならそれはそれで。農業をしとる、うちらがら見りや、トラクターで耕耘すればきれいになるとは思うんですけど。

(農委13番委員、挙手)

議長 13番。

農委13番委員 今、農委14番委員さんからそういう説明があったので、そういうふたつ状況であれば良いわけですよ、別段。ただ、指導までして今日までにって言ったことはどうなるの。何の指導だったの。それだったら言わでもいいがん。ある程度、現場は見られたんでしょうから。「ここまでしてもらわないけんよ」って言って、「はい、します」って言われる状況までしか聞いてないで、そういう案件であれば今早々に許可出さんでもいいんじゃないのっていうことですけども。状況からしてみれば、放棄地ではない、ちょっとトラクターかけばすぐ出来る状況であれば、他の案件も当然そういうものがあるわけですから、それはそれで良いとは思いますけども。その辺のところをきっちり説明してもらわんと。ここは駄目だった。指導した、すぐ出来そうだけ良いわってことになると、自分は現地を見てないので中々その辺が分からなかつた。今、農委14番委員さんが早々に耕作出来る状況だという判断をされておられるんであれば、それはそれでこの案件は良しとするとは思います。ただ、まあ、事務局もその辺を気を付けてもらわんと。一偏は指導しとつて約束までしたものであれば、そういう対応をされるべきではないのかな。

議長 その他、他に何か質問は。

推委4番委員 あの、農委7番委員さんが言いなはつたとおり、家があつたんですよ、畠の真ん中に。その家の下側が荒れとるってことだがんな。トラクターで鋤いたって、あれは直らん。何回か草刈ってきれいにせんと直らん。農委7番委員さんが言いなつたとおり。あそこが片付いてない。きれいにしてない、家の下が。農委7番委員さんがそげ言ひなつたと思う。あれもきれいにしてもらわないけんで。

議長 他に何か質問がござりますでしょうか。

農委8番委員 8番です。

議長 8番。

農委8番委員 やっぱり、そういう状態であればきちんと良い具合になった状態でもう一偏確認せんといかんわけですね、いずれにしても。その時点でオッケーを出されたらどうですか。そうでないと、どっちみち今の状態で、そういう前例を作ってしまうと、色々なことがあっておかしなことになつてしまふ。

議長 他にありませんか。

(農委11番委員、挙手)

議長 はい、11番。

農委11番委員 やっぱり今言われたようにね、折角約束してそれが出来ていない。逆に言えば、事務局がなんで今回出さざるを得んかつていうほうが問題になるんじゃないかな。審査会までして、今までっていうかね、それまでにきちんととして下さいよ、っていうのにそれがしてなかつたっていうことに対するは、やっぱり何らかのあれがあったわけですよ。さつきもちょっとと言われてた9月いっぱいには何となるだらうちゅうぐらいの話ですか。それが今回、

この許可しないと都合がどうにもならんってなことがあるのかなって。

議長

その辺が、どげでもこの1ヶ月遅れたら非常に経営の中に支障を来すっていうようなことがあるわけですか。そのような話があったわけですか、これまで。ってなことを、ちょっと説明しないと皆がどげでもこの8月にどげでも許可しないといけないのかなっていうのに、その辺が皆さんに不信感を感じてるんじゃないかなということなんで。1ヶ月きちんとすれば良いですよ、ってことであれば別に問題ないんじゃないかな。

事務局

すみません。

議長

はい。

事務局

失礼します。色々と委員さん方からご意見をいただきました。それで今、今月の今日、この許可をいただかなければならぬかどうかっていうところですが、営農計画としましては、玉ねぎとにんにくとイタリアンを作付される予定になっております。その中の一つが玉ねぎの播種なりが今月の下旬から行われるという予定になっております。恐らく、仮に1ヶ月延びたとしても、そう問題はないだろうというふうに今資料を見て感じておるところでございます。ですから、色々とご意見をいただきまして、確かにちょっと事務局の対応としても、もうちょっときちんとしなければいけなかつたところがありますし、現場にしても審査会以降、早々改善されているというところが見られておりませんので、今回のこの件につきましては取下げをさせていただいて、もう一度、××ファームさんに指導させてもらえたうえで、改めて手続きが必要ということでしたら、というように考えておりますけど、採決の程をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長

それではですね、40番と38番を除いてですね、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、どうもありがとうございました。40番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

賛成がないですので、来月回しということで、今回は許可をしないとかたちになりますので、不許可ということでお願いいたします。

それから38番、推委15番さん、ちょっと（議事参与の制限のため）外のほうに出ていただきますようにお願いいたします。

(推委15番委員、退室)

38番の件でございますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可いたします。

(推委15番委員、入室)

議長 それでは議案第2号、農地法第5条による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。議案第2号、農地法第5条による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第15条の規定により審議を求めます。

番号9番、○○○○○○△△△△-△、譲渡人が○○△△△△番地△、■■■■さん、譲受人が○○△△△△番地△△、◆◆◆◆さん、転用の目的及び施設の概要としては一般住宅と伺っております。この農地は農地区分は農振農用地区ではなく、○○インターチェンジから300m以内に位置する3種農地に該当し、原則許可の区分となります。ご夫婦と子供二人が居住予定でございます。汚水については、既存下水管に接続し、公共下水道へ放流することとしております。文化財協議も済み、隣接農地の所有者からも同意を得られております。位置図などは5ページから7ページに付けておりますのでご覧下さい。続きまして番号10番、○○○○○△△△△-△、譲渡人が○○△△△△番地、■■■■さん、譲受人が○○県○○市○○町○○△△△△番地、◆◆◆◆さん、転用の目的及び施設の概要としては一般住宅と伺っております。この農地は農地区分は農振農用地区ではなく、○○インターチェンジから500m以内に位置し、また水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域で500m以内に二つの教育施設がありまして、第3種農地に該当します。原則、許可の区分になります。ご夫婦と子供お二人が居住予定でございます。汚水については、既存下水管に接続し、公共下水道へ放流することとしております。文化財協議も済みまして、隣接農地の所有者からも同意を得られております。位置図などは9ページから11ページに付けております。番号11番、○○○○○△△△△-△△外1筆、譲渡人が、○○△△△△番地、■■■■さん、譲受人が○○市○○○町△△△△番地△△、◆◆◆◆さん、転用の目的及び施設の概要としては太陽光発電設備と伺っております。農地の区分は農振農用地区ではなく、農協の施設用地に囲まれた10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。隣地との境界付近にフェンスを設置する、防草碎石を敷き草押さえをする、またパネル等に異常がある時には速やかに交換等の対処を行い、事業終了後は適切に撤去することとしております。位置図などは12ページから14ページに付けております。以上でございます。

議長 それでは、補足説明として現地確認の報告を農委6番委員さん、よろしくお願いいいたします。

農委6番委員 失礼します。まず9番ですが、この土地は○○小学校のグランドのすぐ北側になります。現在、柿木等がありますが、もう両隣というか隣接地は住宅が建っておりまして、至って問題はないというか大丈夫なところでございます。続きまして10番です。この10番ですが、これもすぐ近くではござ

ざいます。〇〇小学校の上に〇〇〇〇会館という施設があります。その、〇〇〇〇会館に入るための接続道路の掛かりの部分、角地になりますが、若干面積的には狭いような気がしましたが、ご家族だけで住むということであれば、問題はないのではないかと思います。続きまして11番です。この土地ですが、ちょうど〇〇地区と〇〇地区の農免道路の交差点の角地でございます。地図を見ていただければ分かると思いますが、名和・大山の方であれば多分通ったことがある場所ではございます。農地的には傾斜地になってまして、角地で優良農地とは言えるような土地ではございません。使われるには良いんじやないかとは思いますが、農業委員として農地としては問題ないとは思いますが、ただ、設置地図を見ますと交通安全上、非常に視界が悪くなつて、道路上、死角の部分が増えるんじやないかと思います。色々な意味で対策なりそういうのを施してもらわなければ、非常に農業委員として許可し難いんじやないかなというようななかたちで見てまいりました。安全上、何かの対策が出来るものであればご意見していただいた方が良いのかなと思います。以上です。

議長
事務局

これについて、事務局、説明お願ひいたします。

11番の12ページの地図をちょっとご覧いただきたいんですけども、農委6番委員さんからもご説明がありましたとおり、県道で名和から大山に行く道路で○○○○○○○○○○○○○の角地ということで、非常に傾斜もあり見え辛い交差点にあるということで、その意見を受けまして▲▲▲▲警察署の交通課のほうに相談をいたしまして、出来れば詳しい説明をもって相談しに来ていただきたいということで、事業者のほうに▲▲▲▲警察署の交通課のほうに相談に行っていただいて、交通環境上、もう問題がないというような確認をしていただくような相談をしていただくことにしております。県のほうにも、このような交通安全上の対策が必要であるという意見を付して進達をしたいと思っておりますし、メモ書きでも何でも協議が出来たということをもって許可をしていただくように県にはお願いをしたいと思っております。以上です。

議長

これについて、何かご質問があれば。

(推委14番委員、挙手)

議長

はい、どうぞ。

推委14番委員 14番です。この案件は太陽光ということで、場所が第2種農地ということでございますが、この許可に関しましては第3種農地に立地困難な場合に許可をするというような具合に要件があるかと思いますが、大きな困難な条件として、この場所が、第3種農地が近隣にない这样一个でしょか。

事務局

はい。その持つておられる所有者の方とか事業者の方が当たられた中で他に代替地がないということで、そこを許可の根拠としております。ですから、第3種農地になかったので2種農地しかなかったということで、ここしかあ

りませんでした、というのが許可の理由にはなるんですけども。

推委14番委員 近隣には第3種農地っていうのはないってことですか。だけん、ちょっと私が確認したいのは、前回も農委13番委員さんの方から太陽光発電の許可にあたってあったんですけど、具体的にこれ申請書か何かに代替地がないというような申し出っていうですか、そういう検討っていうのは、申請書のほうには提出はされてないですか。

事務局 農業会議とかにもこういうケースがよくあるもので相談をするんですけども、代替地なしっていうのも、一つはここが適地だっていうことで読み替えているのが現状っていうのがあるそうです。実際に、こことここがどうだ、っていうリストみたいのははいだいておりません。

(推委14番委員、挙手)

議長 はい。

推委14番委員 じゃあ、申請書の時点でそういった代替地なしというような検討事項なんていっては一切、申請者のほうから添付等は要請はされていないってことですか。

事務局 先程の推移14番委員さんのご質問につきましては、そういった資料まで求めてないです。

(推委14番委員、挙手)

議長 はい、14番。

推委14番委員 中々、難しい問題かと前回から私なりに考えておったところでございまして、この度また出てきたんですけども。やはり、代替地なしというような要件になっておりますけれども、やはりそこで具体的に何らかの、代替地がこうこうこうだからないという検討等がなくてはならないのかなと。その許可を判断するにあたって何らかのものがいいといけないのかなと。私なりに考えますと、その中で近隣にそういった1,000m²以上の面積が必要な用地がないというようなことなのかなと、ちょっと思った次第で質問させていただきましたけども。

議長 それと、▲▲警察の交通安全の問題がありましたが、それについても今回、今直ぐでなくしてですね、もっと協議せないけんっていうことであれば、この案件も上げてくるのはちょっと難しいのかな、とは思うんですけども。聞いてみるとかっていう状態にあるですから。許可してしまったら別に交通安全の▲▲警察とか・・

農委13番委員 13番です。

議長 はい。どうぞ、13番。

農委13番委員 これは転用案件なので、大山町の農業委員会での許可ではないってことですね。知事の許可であって、うちは意見を言うだけだんな。

事務局 そうです。

農委13番委員 ですから、先程言われた部分については、いけんっていう意見を付けて送るのかであって、ここで許可・不許可ではないですし、基本3種は致し

方ないであって、2種は太陽光の転用は認めないというのが基本原則と認識をしてるんですけども。他にあれば、っていうのんは、反対に言えば探さんかつたらないわけで、3種農地はいっぱいある、大山町内に。探せばあるけども、探してないけんここが良いだけであって、申請者側からすると、やつとええ人から分けてもらえる話が付いた所が良い所であって、代替地はない。だけ、代替地どうこうよりも、大山町で農地を守っていくなら、3種だったら致し方ないけど、2種は駄目ですよ、っていうような話にはならないのかな、と思って。農振農用地区域内は絶対に駄目っていうことで、農林のほうで縛りはかけてあるけども、農業委員会のほうも本当に代替地の理由で、1種だって代替地がなかったら場合によってはオッケー出すの。3種だったら致し方ないけど、2種は駄目ですよねって言って意見を県に出してもいいじゃないのかなと思うんですけどね、農業委員会としてはですよ。

事務局

はい。農業委員会としては、そういうふうに取り決めをするということでありましたら、それに沿ってやっていきたいとは思います。今のところ、自分の引継ぎの中では農振は駄目だっていうのは聞いておりますし、1種もいけない、2種・3種だと太陽光パネルは、代替地なしっていうところにもうちょっと踏み入れることが必要だったとは思うんですけども、2種と3種は転用止む無しということで整理をしているというふうに自分で認識していました。

農委13番委員 2種も。

事務局 はい。

農委13番委員 3種でなかったか。2種は今まで出てなかつたように思うんですが。

事務局 いや、前のも2種であったんですけども。

議長 だいたい意見も出尽くしたように思うんですけども。まんだある人は質問していただいて。

(沈黙)

なら、事務局お願ひします。

事務局 この太陽光の件ですけども、2種農地であるということではありますが、土地の角側の部分ではございますし、周辺も農協の施設等で囲まれているということでございますので、農地としての面的な利用も難しいというところもございますので、今回の件は転用も止む無しというふうに考えまして提案させていただいているところでございますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 他に意見はございませんでしょうか。

(沈黙)

では、第2号議案についての9番、10番、11番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

農委13番委員 全部、一偏ですか。

議長 なら、一つわてにしましょうか。

9番に賛成の方。

(全員挙手)

はい。どうも全員ですので承認いたしました。

10番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。どうも、ありがとうございました。全員賛成ですので、許可いたします。

11番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(7人挙手)

15人中、7人だけ。

農委13番委員 欠席がおんなつで。

議長 14人中7ですので、許可というかたちになりますので。いいですな。
(はい、との声あり)

許可になりましたので。

農委14番委員 許可した後で何ですが、大山町の太陽光パネルを設置する会社って一つですか。

事務局 たくさんあります。

農委14番委員 はい、すみません。
(農委6番委員、挙手)

議長 はい。

農委6番委員 11番の案件ですけども、出来る事なら道路上の問題、それは特に上げていただきたいと思います。実質、事故の多い場所ではありますし、色々な意味で問題が発生しそうな気がするんで、農業委員としてはあまり進めたくない。

議長 あそこはパトカーが常におるところでございまして、結構、梨畑においてますと捕まってる人が多いところでございます。

(休憩、との声あり)

ちょっと、休憩にいたします。5分間、ちょっと休憩。

(休憩14時05分から14時10分)

議長 時間が来ましたので進めさせていただきます。

議案第3号、平成29年度大山町（宮内及び坊領の各一部〈173区域〉）地籍調査事業に係る農地の地目変更について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号、平成29年度大山町（宮内及び坊領の各一部〈173区域〉）地籍調査事業に係る農地の地目変更について。別紙のとおり、大山町長から照会があつたので意見を求めます。

のことにつきまして、地籍調査課から本ページの右半分のとおり照会がございました。地籍調査は境界や面積を確定するのに併せて、地目を現況どおりに修正する目的も兼ねております。この照会は現況に合わせた地目に変更する中で、以前、地目が田・畑だったものを農地以外の地目に変更することになるため、農業委員会の意見を求めるものです。よって、照会のあった土地の現況を担当地区の委員さんに確認いただいて農地以外の地目変更が正しいのか審議いただることになります。16ページに地目変更予定地一覧表と17ページから20ページまでに地図を添付しております。なお、この度はですね、ちょうど農地パトロールがありまして、その農地パトロールにおきまして担当の委員さんに地籍調査後の地目どおりであったことを確認していただいておりますので、併せて事務局より報告させていただきます。以上です。

議長

今、事務局からご説明がございましたが、これについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。承認いたします。

議長

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長

議案第4号について、何かご質問がございましたら。

(沈黙)

それでは番号561番を除いてですね、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

どうも、ありがとうございました。

561番を農業委員の4番さん、ちょっと(議事参与の制限のため)外にお願いいたします。

(農委4番委員、退室)

561番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、どうもありがとうございました。全員賛成ですので、承認いたします。

(農委4番委員、入室)

議長 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があつたので意見を求める。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)以上でございます。

議長 これについて、なんかご質問がござりますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございました。

議長 それでは6番の報告事項についてです。賃貸借の解約について、35ページですが見ておいてやってください。それから36ページの公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、これも見ておいてやってください。一時転用の問題でございます。

その他で皆さん、何かありましたら。

(推委1番委員、挙手)

議長 はい、1番。

推委1番委員 1番です。以前にも申し上げたと思うんですが、議案の中で法人格をもった初めて申請される方について、その法人格の概況ですね、代表者が誰であるのか、どういうふうな構成なのか、そのへんのことを予め説明いただかないと実際中身がより正確って言うが審議が深まらないんじゃないかなと思うんですが。ですから、以前にもちょっと新しく法人格をもった組織が申請する場合は、その概況等を予め報告して下さいということを申し上げてるんですけど。今後もそのようにしていただければ有難い、というふうに思います。

議長 今回、初めての農業法人があったわけですね。補足があれば。××ファーム。

事務局 ××ファームですね。建設会社の××商店という会社をご存知でいらっしゃいますでしょうか。そこが主体となって農業に関する専門の会社を立ち上げたというところでして、米子の方にも▽▽▽ファームという会社をもっておられるようで、そっちはそっちの会社、こっちはこっちの会社で立ち上げられたという内容です。事務所も当該農地の真ん中にあります空家を活用して事務所というふうには登記はしてあるようです。以上です。

議長 その他で何かご質問があれば。

(推委14番委員、挙手)

議長 はい、14番。

推委14番委員 14番です。その××ファーム、農地所有適格化法人という扱いと
いう解釈でいいでしょうか。

事務局 はい、そのとおりです。

推委14番委員 今日、申請がありましたが申請の時点ではそういった適格化法人の判
断というのはその都度されるという解釈でいいですか。

事務局 この3条で農地を取得する、もしくは解除条件付ではない農地の貸借をさ
れるときに、この委員会で初めて取得されるということで、ちゃんとそうい
った農業法人の体を成しているかどうかというのを事務局のほうから説明す
る義務はありますでしょうし、ここで審議をしていただくことになります。
ですから、会社自体も審査する場所っていうのがありません。ですから、こ
この定例の農業委員会で農地を取得できる法人なのかどうなかつていうこ
とを審議していただくこととなります。

推委1番委員 そうなると、より詳しく説明せんと。

推委14番委員 すみません。その適格化法人っていうのは、こういった第3条とか
申請があった時点でそういった審査をされるっていうことですか。

事務局 はい。そのように理解しております。

推委14番委員 それは農業委員会の審査の中で審査するということでいいですか。

事務局 はい。本日のように農地を取得してちゃんと出来る法人なのかどうなのか
ということを、この場でちょっと判断していただくことになります。

推委14番委員 今日の議事の中でそういった、私は推進委員ですけども、審査があ
ったような記憶がないんですけども。

事務局 この農地適格化法人というのも最近変わった制度のようとして、過去に農
地を取得する法人自体が少なかったというのもあるかと思いますし、農地の
貸し借りについて個人の方が法人格にしなって、借り換えをされたという
ケースが多分殆どだと思うので、そこまできちっとした審議はなされてな
い・・審議は当然ながらされているとは思うんですけど、農地適格化法人と
しての貸し借りというところでの審議というまでは提案はしていないんではな
いかなと思うので、これからはきちんとしたいなとは思っております。

推委14番委員 私が今ちょっと、その事を何で言つたかというと、推進委員にな
って資料をいただいて農地法というものを見て、ちょっと質問させていただき
ましたけども、今後はそういった審査から入って、審査を3条の要件とか
やっていくということですね。

事務局 はい。

推委14番委員 はい、分かりました。

事務局 まずは予め事務局のほうで、ちゃんと農地適格化法人の体系をなしている
かどうかを審査をした上で、この場にかけれるものであるかどうかを事前に
判断をしたいと思っております。

推委14番委員 はい、分かりました。

議長 6番のその他について、まんだありますかいな。
(沈黙)

議長 ないようですので、その他のぶんに入ります。次の定例会の日程について
9月10日、月曜日という計画が立っていますが、これについて何かご質問が。

【その他】

- ・定例会の日程について。

議長 今後検討して十分に審議して、皆が納得するかたちでいくということで。
とりあえずは9月12日、3時からということでよろしくお願ひいたします。

議長 他のその他、事務局で何かありますかいな。

推委8番委員 8番ですけども申し訳ないですけども、退席させていただきます。

議長 はい、どうも。

(推委8番委員、16時41分退席)

【その他】

- ・農業相談について。

議長 それでは、まだ他にありましたら。

(沈黙)

以上をもちまして、8月の農業委員会を終了いたします。どうも、ご苦労
さんでございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに記載する。

議長

米澤 誠一

議事録署名委員

遠藤 幸子

議事録署名委員

山下 一郎

上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。